

# ○後見登記等に関する法律

〔平成十一年十一月八日〕  
法律第百五十二号

後見登記等に関する法律をここに公布する。

## 後見登記等に関する法律

### (趣旨)

第一条 民法(明治二十九年法律第八十九号)に規定する後見(後見開始の審判により開始するものに限る。以下同じ。保佐及び補助に関する登記並びに任意後見契約に関する法律(平成十一年法律第百五十号)に規定する任意後見契約の登記(以下「後見登記等」と総称する。))については、他の法令に定めるもののほか、この法律の定めるところによる。

### (登記所)

第二条 後見登記等に関する事務は、法務大臣の指定する法務局若しくは地方法務局若しくはこれらの支局又はこれらの出張所(次条において「指定法務局等」という。)が、登記所としてつかさどる。

2 前項の指定は、告示してしなければならない。

### (登記官)

第三条 登記所における事務は、指定法務局等に勤務する法務事務官で、法務局又は地方法務局の長が指定した者が、登記官として取り扱う。

### (後見等の登記等)

第四条 後見、保佐又は補助(以下「後見等」と総称する。)の登記は、嘱託又は申請により、磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録すること

後見登記等に関する法律

ができる物を含む。第九条において同じ。)をもって調製する後見登記等ファイルに、次に掲げる事項を記録することによって行う。

一 後見等の種別、開始の審判をした裁判所、その審判の事件の表示及び確定の日

二 成年被後見人、被保佐人又は被補助人(以下「成年被後見人等」と総称する。)の氏名、出生の年月日、住所及び本籍(外国人にあつては、国籍)

三 成年後見人、保佐人又は補助人(以下「成年後見人等」と総称する。)の氏名及び住所(法人にあつては、名称又は商号及び主たる事務所又は本店)

四 成年後見監督人、保佐監督人又は補助監督人(以下「成年後見監督人等」と総称する。)が選任されたときは、その氏名及び住所(法人にあつては、名称又は商号及び主たる事務所又は本店)

五 保佐人又は補助人の同意を得ることを要する行為が定められたときは、その行為

六 保佐人又は補助人に代理権が付与されたときは、その代理権の範囲

七 数人の成年後見人等又は数人の成年後見監督人等が、共同して又は事務を分掌してその権限を行使すべきことが定められたときは、その定め

八 後見等が終了したときは、その事由及び年月日

九 家事審判法(昭和二十二年法律第百五十二号)第十五条の三第一項の規定による審判(同条第五項の裁判を含む。以下「保全処分」という。)に関する事項のうち政令で定めるもの

十 登記番号

2 後見等の開始の審判前の保全処分(政令

で定めるものに限る。)の登記は、嘱託又は申請により、後見登記等ファイルに、政令で定める事項を記録することによって行う。

### (任意後見契約の登記)

第五条 任意後見契約の登記は、嘱託又は申請により、後見登記等ファイルに、次に掲げる事項を記録することによって行う。

一 任意後見契約に係る公正証書を作成した公証人の氏名及び所属並びにその証書の番号及び作成の年月日

二 任意後見契約の委任者(以下「任意後見契約の本人」という。)の氏名、出生の年月日、住所及び本籍(外国人にあつては、国籍)

三 任意後見受任者又は任意後見人の氏名及び住所(法人にあつては、名称又は商号及び主たる事務所又は本店)

四 任意後見受任者又は任意後見人の代理権の範囲

五 数人の任意後見人が共同して代理権を行使すべきことを定めたときは、その定め

六 任意後見監督人が選任されたときは、その氏名及び住所(法人にあつては、名称又は商号及び主たる事務所又は本店)

七 数人の任意後見監督人が、共同して又は事務を分掌して、その権限を行使すべきことが定められたときは、その定め

八 任意後見契約が終了したときは、その事由及び年月日

九 保全処分にに関する事項のうち政令で定めるもの

十 登記番号

第六条 後見登記等ファイルの記録は、後見等の登記については後見等の開始の審判ご

とに、第四条第二項の登記については政令で定める保全処分とに、任意後見契約の登記については任意後見契約ごとに、それぞれ編成する。

**第七条** 後見登記等ファイルの各記録（以下「登記記録」という。）に記録されている

次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める事項に変更が生じたことを知ったときは、嘱託による登記がされる場合を除き、変更の登記を申請しなければならない。

- 一 第四条第一項第二号から第四号までに掲げる者 同項各号に掲げる事項
- 二 第五条第二号、第三号又は第六号に掲げる者 同条各号に掲げる事項
- 2 成年被後見人等の親族、任意後見契約の本人の親族その他の利害関係人は、前項各号に定める事項に変更を生じたときは、嘱託による登記がされる場合を除き、変更の登記を申請することができる。

**第八条** 後見等に係る登記記録に記録されて

いる前条第一項第一号に掲げる者は、成年被後見人等が死亡したことを知ったときは、終了の登記を申請しなければならない。

**2** 任意後見契約に係る登記記録に記録されて

いる前条第一項第二号に掲げる者は、任意後見契約の本人の死亡その他の事由により任意後見契約が終了したことを知ったときは、嘱託による登記がされる場合を除き、終了の登記を申請しなければならない。

**3** 成年被後見人等の親族、任意後見契約の

本人の親族その他の利害関係人は、後見等又は任意後見契約が終了したときは、嘱託による登記がされる場合を除き、終了の登記を申請することができる。

記を申請することができる。

**第九条** 登記官は、終了の登記をしたとき

は、登記記録を閉鎖し、これを閉鎖登記記録として、磁気ディスクをもって調製する閉鎖登記ファイルに記録しなければならない。

**第十条** 何人も、登記官に対し、次に掲げる

登記記録についても、後見登記等ファイルに記録されている事項（記録がないときは、その旨）を証明した書面（以下「登記事項証明書」という。）の交付を請求することができる。

- 一 自己を成年被後見人等又は任意後見契約の本人とする登記記録
- 二 自己を成年後見人等、成年後見監督人等、任意後見受任者、任意後見人又は任意後見監督人（退任したこれらの者を含む。）とする登記記録
- 三 自己の配偶者又は四親等内の親族を成年被後見人等又は任意後見契約の本人とする登記記録
- 四 保全処分に係る登記記録で政令で定めるもの

2 次の各号に掲げる者は、登記官に対し、それぞれ当該各号に定める登記記録について、登記事項証明書の交付を請求することができる。

- 一 未成年後見人又は未成年後見監督人 その未成年被後見人を成年被後見人等若しくは任意後見契約の本人とする登記記録又は第四条第二項に規定する保全処分に係る登記記録で政令で定めるもの
- 二 成年後見人等又は成年後見監督人等 その成年被後見人等を任意後見契約の本人とする登記記録
- 三 登記された任意後見契約の任意後見受

任者 その任意後見契約の本人を成年被後見人等とする登記記録又は第四条第二項に規定する保全処分に係る登記記録で政令で定めるもの

**3** 何人も、登記官に対し、次に掲げる閉鎖

登記記録についても、閉鎖登記ファイルに記録されている事項（記録がないときは、その旨）を証明した書面（以下「閉鎖登記事項証明書」という。）の交付を請求することができる。

- 一 自己が成年被後見人等又は任意後見契約の本人であった閉鎖登記記録
- 二 自己が成年後見人等、成年後見監督人等、任意後見受任者、任意後見人又は任意後見監督人であつた閉鎖登記記録
- 三 保全処分に係る閉鎖登記記録で政令で定めるもの

**4** 相続人その他の承継人は、登記官に対し、被相続人その他の被承継人が成年被後見人等若しくは任意後見契約の本人であつた閉鎖登記記録又は第四条第二項に規定する保全処分に係る閉鎖登記記録で政令で定めるものについて、閉鎖登記事項証明書の交付を請求することができる。

5 国又は地方公共団体の職員は、職務上必要とする場合には、登記官に対し、登記事項証明書又は閉鎖登記事項証明書の交付を請求することができる。

**第十一条** 次に掲げる者は、物価の状況、登記に要する実費、登記事項証明書の交付等に要する実費その他一切の事情を考慮して政令で定める額の手料を納めなければならない。

- 一 登記を嘱託する者
- 二 登記を申請する者
- 三 登記事項証明書又は閉鎖登記事項証明書の交付を請求する者

2 前項の手数料の納付は、収入印紙をもつてしなければならない。ただし、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して前項各号の嘱託、申請又は請求をするときは、法務省令で定めるところにより、現金をもつてすることができる。

（行政手続法の適用除外）

第十二条 登記官の処分については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二章及び第三章の規定は適用しない。（行政機関の保有する情報の公開に関する法律の適用除外）

第十三条 後見登記等ファイル及び閉鎖登記ファイルについては、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）の規定は適用しない。（行政機関の保有する個人情報に関する法律の適用除外）

第十四条 後見登記等ファイル及び閉鎖登記ファイルに記録されている保有個人情報（行政機関の保有する個人情報に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第二条第三項に規定する保有個人情報を含む。）については、同法第四章の規定は適用しない。（審査請求）

第十五条 登記官の処分を不当とする者は、監督法務局又は地方法務局の長に審査請求をすることができる。

2 審査請求をするには、登記官に審査請求書を提出しなければならない。

3 登記官は、審査請求を理由があると認めるときは、相当の処分をしなければならない。

4 登記官は、審査請求を理由がないと認め

後見登記等に関する法律

るときは、三日以内に、意見を付して事件を監督法務局又は地方法務局の長に送付しなければならない。法務局又は地方法務局の長は、審査請求を理由があると認めるときは、登記官に相当の処分を命じ、その旨を審査請求人のほか利害関係人に通知しなければならない。（行政不服審査法の適用除外）

第十六条 行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）第十四条、第十七条、第二十四条、第二十五条第一項ただし書、第三十四条第二項から第七項まで、第三十七条第六項、第四十条第三項から第六項まで及び第四十三条の規定は、前条第一項の審査請求については、適用しない。（政令への委任）

第十七条 この法律に定めるもののほか、後見登記等に関する必要な事項は、政令で定める。

附 則（略）

# ○商法

〔明治三十二年三月九日法律第四十八号〕

朕帝國議會ノ協贊ヲ經タル商法修正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム  
此法律別冊ノ通之ヲ定ム

(明治三二年四月勅令一三三号により、  
明治三二・六・一六から施行)  
明治二十三年法律第三十二号商法ハ第三編ヲ除ク外此法律施行ノ日ヨリ之ヲ廃止ス

## (別冊) 商法

### 目次

第一編 総則

第一章 通則 (第一条—第三条)

第二章 商人 (第四条—第七条)

第三章 商業登記 (第八条—第十条)

第四章 商号 (第十一条—第十八条)

第五章 商業帳簿 (第十九条)

第六章 商業使用人 (第二十条—第二十六条)

第七章 代理商 (第二十七条—第三十一条)

第八章 雑則 (第三十二条—第五百条)

第二編 商行為

第一章 総則 (第五百一条—第五百二十三条)

第二章 売買 (第五百二十四条—第五百二十八条)

第三章 交互計算 (第五百二十九条—第五百三十四条)

第四章 匿名組合 (第五百三十五条—第五百四十二条)

第五章 仲立営業 (第五百四十三条—第

五百五十条)

第六章 問屋営業 (第五百五十一条—第五百五十八条)

第七章 運送取扱営業 (第五百五十九条—第五百六十八条)

第八章 運送営業

第一節 総則 (第五百六十九条)

第二節 物品運送 (第五百七十条—第五百八十二条)

第三節 旅客運送 (第五百九十条—第五百九十二条)

第九章 寄託

第一節 総則 (第五百九十三条—第五百九十六条)

第二節 倉庫営業 (第五百九十七条—第六百八十三条)

第三編 海商

第一章 船舶及ビ船舶所有者 (第六百八十四条—第七百四条)

第二章 船長 (第七百五条—第七百三十六条)

第三章 運送

第一節 物品運送 (第七百三十七条—第七百六十六条)

第二款 船荷証券 (第七百六十七条—第七百七十六条)

第二節 旅客運送 (第七百七十七条—第七百八十七条)

第四章 海損 (第七百八十八条—第七百九十九条)

第五章 海難救助 (第八百条—第八百四十四条)

第六章 保険 (第八百四十五条—第八百四十一条ノ二)

第七章 船舶債権者 (第八百四十二条—第八百五十一条)

## 第一編 総則

### 第一章 通則

#### (趣旨等)

第一条 商人の營業、商行為その他商事については、他の法律に特別の定めがあるものを除くほか、この法律の定めるところによる。

2 商事に關し、この法律に定めがない事項については商慣習に従い、商慣習がないときは、民法(明治二十九年法律第八十九号)の定めるところによる。

#### (公法人の商行為)

第二条 公法人が行う商行為については、法令に別段の定めがある場合を除き、この法律の定めるところによる。

#### (一方的商行為)

第三条 当事者の一方のために商行為となる行為については、この法律をその双方に適用する。

2 当事者の一方が二人以上ある場合において、その一人のために商行為となる行為については、この法律をその全員に適用する。

### 第二章 商人

#### (定義)

第四条 この法律において「商人」とは、自己の名をもって商行為をすることを業とする者をいう。これに類似する設備によつて物品を販売することを業とする者又は鉱業を営む者は、商行為を行うことを業としな

#### (未成年者登記)

第五条 未成年者が前条の營業を行うときは、その登記をしなければならない。

#### 第六條 (後見人登記)

後見人が被後見人のために第四條の營業を行うときは、その登記をしなければならぬ。

#### 第七條 (小商人)

後見人の代理権に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

#### 第三章 商業登記

##### (通則)

第八條 この編の規定により登記すべき事項は、当事者の申請により、商業登記法(昭和三十一年法律第二十五号)の定めるところに従い、商業登記簿にこれを登記する。

##### (登記の効力)

第九條 この編の規定により登記すべき事項は、登記の後でなければ、これをもつて善意の第三者に対抗することができない。登記の後であつても、第三者が正当な事由によつてその登記があることを知らなかつたときは、同様とする。

##### (変更の登記及び消滅の登記)

第十條 この編の規定により登記した事項に変更が生じ、又はその事項が消滅したときは、当事者は、遅滞なく、変更の登記又は消滅の登記をしなければならない。

#### 第四章 商号

##### (商号の選定)

第十一條 商人(会社及び外国会社を除く。以下この編において同じ)は、その氏、氏名その他の名称をもつてその商号とすることができる。

第十二條 商人は、その商号の登記をすることができる。

第十三條 (他の商人と誤認させる名称等の使用の禁止) 何人も、不正の目的をもつて、他の商人であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用してはならない。

第十四條 前項の規定に違反する名称又は商号の使用によつて營業上の利益を侵害され、又は侵害されるおそれがある商人は、その營業上の利益を侵害する者又は侵害するおそれがある者に対し、その侵害の停止又は予防を請求することができる。

第十五條 (過料) 前条第一項の規定に違反した者は、百円以下の過料に処する。

第十六條 (自己の商号の使用を他人に許諾した商人の責任) 自己の商号を使用して營業又は事業を行うことを他人に許諾した商人は、当該商人が当該營業を行うものと誤認して当該他人と取引をした者に対し、当該他人と連帯して、当該取引によつて生じた債務を弁済する責任を負う。

第十七條 (商号の譲渡) 商人の商号は、營業とともにする場合又は營業を廃止する場合に限り、譲渡することができる。

第十八條 前項の規定による商号の譲渡は、登記をしなければならない。第三者に対抗することができない。

第十九條 譲渡人が譲渡した商人(以下この章において「譲受人」という)が譲渡人の商号を引き続き使用する場合には、その譲受人も、譲渡人の營業によつて生じた債務を弁済する責任を負う。

第二十條 前項の規定は、營業を譲渡した後、遅滞なく、譲受人が譲渡人の債務を弁済する責任を負わない旨を登記した場合には、適用しない。營業を譲渡した後、遅滞なく、譲受人及び譲渡人から第三者に対しその旨の通知をした場合において、その通知を受けた第三者についても、同様とする。

第二十一條 譲受人が第一項の規定により譲渡人の債務を弁済する責任を負う場合には、譲渡人の責任は、營業を譲渡した日後二年以内に請求又は請求の予告をしない債権者に対しては、その期間を経過した時に消滅する。

第二十二條 第一項に規定する場合において、譲渡人

#### (營業譲渡人の競争の禁止)

第二十六條 營業を譲渡した商人(以下この章において「譲渡人」という)は、当事者の別段の意思表示がない限り、同一の市町村(東京都の特別区に存する区域及び地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二條の十九第一項の指定都市にあつては、区、以下同じ)の区域内においてこれに隣接する市町村の区域内において、その營業を譲渡した日から二十年間

は、同一の營業を行つてはならない。

第二十七條 譲渡人が同一の營業を行つた旨の特約をした場合には、その特約は、その營業を譲渡した日から三十年の期間内に限り、その効力を有する。

第二十八條 前二項の規定にかかわらず、譲渡人は、不正の競争の目的をもつて同一の營業を行つてはならない。

第二十九條 (譲渡人の商号を使用した譲受人の責任等)

第三十條 營業を譲り受けた商人(以下この章において「譲受人」という)が譲渡人の商号を引き続き使用の場合には、その譲受人も、譲渡人の營業によつて生じた債務を弁済する責任を負う。

第三十一條 前項の規定は、營業を譲渡した後、遅滞なく、譲受人が譲渡人の債務を弁済する責任を負わない旨を登記した場合には、適用しない。營業を譲渡した後、遅滞なく、譲受人及び譲渡人から第三者に対しその旨の通知をした場合において、その通知を受けた第三者についても、同様とする。

第三十二條 譲受人が第一項の規定により譲渡人の債務を弁済する責任を負う場合には、譲渡人の責任は、營業を譲渡した日後二年以内に請求又は請求の予告をしない債権者に対しては、その期間を経過した時に消滅する。

第三十三條 第一項に規定する場合において、譲渡人



の営業によつて生じた債権について、その譲受人にした弁済は、弁済者が善意でかつ重大な過失がないときは、その効力を有する。

(譲受人による債務の引受け)

**第十八条** 譲受人が譲渡人の商号を引き続き使用しない場合においても、譲渡人の営業によつて生じた債権を引き受ける旨の広告をしたときは、譲渡人の債権者は、その譲受人に対して弁済の請求をすることができ

る。  
2 譲受人が前項の規定により譲渡人の債務を弁済する責任を負う場合には、譲渡人の責任は、同項の広告があつた日後二年以内に請求又は請求の予告をしない債権者に対しては、その期間を経過した時に消滅する。

## 第五章 商業帳簿

**第十九条** 商人の会計は、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従ふものとする。

2 商人は、その営業のために使用する財産について、法務省令で定めるところにより、適時に、正確な商業帳簿(会計帳簿及び貸借対照表をいう。以下この条において同じ。)を作成しなければならぬ。

3 商人は、帳簿閉鎖の時から十年間、その商業帳簿及びその営業に関する重要な資料を保存しなければならない。  
4 裁判所は、申立てにより又は職権で、訴訟の当事者に対し、商業帳簿の全部又は一部の提出を命ずることができる。

## 第六章 商業使用人

(支配人)

**第二十条** 商人は、支配人を選任し、その営業所において、その営業を行わせることができる。

(支配人の代理権)  
**第二十一条** 支配人は、商人に代わつてその営業に関する一切の裁判上又は裁判外を行爲をする権限を有する。

2 支配人は、他の使用人を選任し、又は解任することができる。  
3 支配人の代理権に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

(支配人の登記)  
**第二十二条** 商人が支配人を選任したときは、その登記をしなければならぬ。支配人の代理権の消滅についても、同様とする。

(支配人の競業の禁止)  
**第二十三条** 支配人は、商人の許可を受けなければ、次に掲げる行爲をしてはならぬ。

一 自ら営業を行うこと。

二 自己又は第三者のためにその商人の営業の部類に属する取引をすること。

三 他の商人又は会社若しくは外国会社の使用人となること。

四 会社の取締役、執行役又は業務を執行する社員となること。

2 支配人が前項の規定に違反して同項第二号に掲げる行爲をしたときは、当該行爲によつて支配人又は第三者が得た利益の額は、商人に生じた損害の額と推定する。(表見支配人)

**第二十四条** 商人の営業所の営業の主任者であることを示す名称を付した使用人は、当該営業所の営業に關し、一切の裁判外を行爲をする権限を有するものとみなす。ただし、相手方が善意であつたときは、この限りでない。

(ある種類又は特定の事項の委任を受けた使用人)  
**第二十五条** 商人の営業に關するある種類又

は特定の事項の委任を受けた使用人は、当該事項に關する一切の裁判外を行爲をする権限を有する。

2 前項の使用人の代理権に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。(物品の販売等を目的とする店舗の使用人)

**第二十六条** 物品の販売等(販売、賃貸その他これらに類する行爲をいう。以下この条において同じ。)を目的とする店舗の使用人は、その店舗に在る物品の販売等をする権限を有するものとみなす。ただし、相手方が善意であつたときは、この限りでない。

## 第七章 代理商

(通知義務)

**第二十七条** 代理商(商人のためにその平常の営業の部類に属する取引の代理又は媒介をする者で、その商人の使用人でないものをいう。以下この章において同じ。)は、取引の代理又は媒介をしたときは、遅滞なく、商人に対して、その旨の通知を發しなければならぬ。

(代理商の競業の禁止)  
**第二十八条** 代理商は、商人の許可を受けなければ、次に掲げる行爲をしてはならぬ。

一 自己又は第三者のためにその商人の営業の部類に属する取引をすること。

二 その商人の営業と同種の事業を行う会社の取締役、執行役又は業務を執行する社員となること。

2 代理商が前項の規定に違反して同項第一号に掲げる行爲をしたときは、当該行爲によつて代理商又は第三者が得た利益の額は、商人に生じた損害の額と推定する。(通知を受ける権限)